

議案第 2 1 号

おいらせ町営住宅管理条例の一部を改正する条例について

おいらせ町営住宅管理条例（平成 1 8 年おいらせ町条例第 1 4 5 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成 3 0 年 3 月 7 日 提出

おいらせ町長 三 村 正太郎

提案理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 2 3 年法律第 3 7 号）による公営住宅法（昭和 2 6 年法律第 1 9 3 号）の改正に伴い、所要の改正を行うため提案するものである。

おいらせ町営住宅管理条例の一部を改正する条例

おいらせ町営住宅管理条例（平成１８年おいらせ町条例第１４５号）の一部を次のように改正する。

第１３条中「第１１条」を「第１２条」に改める。

第１４条第１項中「収入の申告がない場合」の次に「（次条第１項ただし書に規定する場合を除く。）」を加える。

第１５条第１項に次のただし書を加える。

ただし、入居者が公営住宅法施行規則第８条各号に掲げる者に該当する場合において、収入を申告すること及び第３５条第１項の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると町長が認めるときは、この限りでない。

第１５条第２項中「第８条」を「第７条」に改め、同条第３項中「収入の申告に基づき」の次に「（同項ただし書に規定する場合にあっては、公営住宅法施行規則第９条に規定する方法により）」を加える。

第３０条第２項中「令第８条第２項」の次に「（第１５条第１項ただし書に規定する場合にあっては、令第８条第３項において準用する同条第２項）」を加える。

第３８条及び第３９条中「令第１１条」を「令第１２条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。